

市町村対抗福島県ソフトボール大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ソフトボールを通じた健康、体力の増進並びに競技力向上、地域振興を目的に開催される市町村対抗福島県ソフトボール大会に出場する郡山市チーム（以下「代表チーム」という。）の強化及び充実を図り、代表チームの活動を通して市民の郷土愛を醸成するため、郡山ソフトボール協会（以下「協会」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費は（以下「補助対象経費」という。）及び補助の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）は次の各号に定めるとおりとし、補助額は補助対象経費の2分の1以内で予算の範囲内で定める額とする。

(1) 補助対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、大会参加費、使用料及び賃借料

(2) 補助対象外経費 記念品、団体構成員に対する謝礼金、団体構成員の食事代、交際費

(交付の条件)

第3条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは速やかに規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により協会に通知するものとする。ただし、確定額が、交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。